

ケアマネ SAPPORO

2024.1 発行 冬号

発行

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1番地
第1水産ビル4F 北海道介護支援専門員協会 内
TEL 011-792-1811 / FAX 011-792-5140

法を犯した高齢者の支援を考える！ ～北海道地域生活定着支援センターについて～

北海道地域生活定着支援センター 統括コーディネーター
精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士
介護支援専門相談員・障がい者相談支援専門員

石井 隆



一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会の皆様、日頃より私共の活動にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。この度はこのような機会を頂きましてありがとうございます。

はじめに

北海道に地域生活定着支援センターが設立され、約14年が経過しようとしております。ここでは、地域生活定着支援センターが設立されるに至った経緯と地域生活定着支援センターが行っている事業、そして、課題などを述べてみたいと思います。

地域生活定着支援センター設立の経緯

1) 「刑務所に戻りたかった」

2003年頃、刑務所の中に沢山の障がい者がいるという噂が広がってきました。実際に処遇担当した者の手記が発表される中で、刑務所が「福祉の最後の砦」となっている現状が少しずつ明らかになってきました。

「刑務所に戻りたかった」という受刑者の言葉は、関係者に大きな波紋を投げかけました。

2006年より田島良昭氏を研究代表者とする、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が立ち上げられました。

2) 「累犯障がい者」を生んだ司法と福祉の連携不足

それまで法務サイドと福祉サイドの間では、受刑者等に関する情報提供・連携はありませんでした。障がい者や高齢者といった福祉の支援を必要とする者については、対処すること自体の情報提供もなく、更生保護施設に受け入れられたとしても、福祉サイ

ドが関わった生活訓練などは行われませんでした。こうした連携不足が「下関放火事件」に象徴される「累犯障がい者」を生む原因になってきました。

3) 地域生活定着支援センターの設置

「累犯障がい者」の支援にあたっては、退所後に必要な福祉サービス利用までの橋渡しを行う「つなぐ」体制の整備と、実際に支援を行う「受入れ」体制の構築が重要であることが、研究を進める過程で明らかになってきました。

研究班では政策提言を行い、これを踏まえて平成21年7月より「つなぎ」を担う「地域生活定着支援センター」の制度化と「受入れ」の体制充実のための「地域生活移行個別支援特別加算」の設立に至りました。

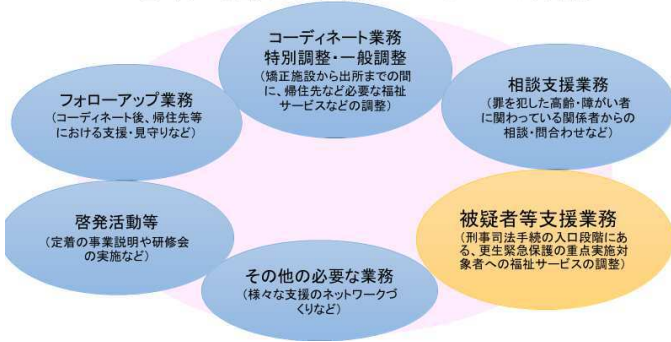
そして、平成24年3月、全都道府県に「地域生活定着支援センター」の設置が完了しました。

地域生活定着支援センターの主な業務

地域生活定着支援センター（以後、定着支援センターという）は、矯正施設（刑務所・少年院など）を退所後、帰る場所がない障害者や高齢の受刑者等が、退所後も生活に困らず、安心して生活できるように、矯正施設入所中から退所後まで一貫した福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）を行い、もう二度と刑務所などにもどらないことを中心に支援を行ってきました。

令和3年からは、被疑者等支援、いわゆる、検察庁発信の被疑者被告人段階での「社会内更生を促す」入口支援が定着支援センターの業務として位置づけられました。（次頁の図 参照）

地域生活定着支援センターの業務



最近の罪を犯した高齢者の課題

1) 最近の刑務所内の傾向

罪を犯した高齢者支援の中で最近感じていることがあります。

最近の傾向として、刑務所の受刑者の数は、全体的に減っているにもかかわらず、高齢者受刑者が増えてきています。

このことにより、定着支援センターが出来たころには、高齢者の受刑者といえば「元気なおじいちゃんおばあちゃん」が多かったのですが、最近は、脳梗塞や脳内出血などにより、車いす生活やベット生活になり介護が必要になり、刑務所を出所するときに福祉サービスにつなぐため、地域の包括支援センターやケアマネジャーの人たちの協力が不可欠になってきています。

もうひとつは、刑務所内での認知症の方が増えてきました。刑務所内での認知症には、ふたつのタイプがあり、ひとつは長期の受刑のため受刑中に認知症になる人たちです。もうひとつは、地域で生活していた時にすでに認知症になっており、認知症が原因で「まんびき」など犯罪行為を行った人たちです。

2) 認知症を患った人の刑務所での生活の様子

現在も刑務所内で、2名の認知症の受刑者の支援を行っている。

1名は、年齢が83歳の長谷川式認知症スケールの点数が9点の人で、保護観察付きの執行猶予中に窃盗を行い、受刑生活を送っている人です。もう一名が、年齢が75歳で長谷川式認知症スケールの点数が11点で、この人も執行猶予中に再び窃盗を行った人です。

二人とも、刑務所を出所した後の福祉サービスを利用するために定着支援センターが支援を行っていますが、服役中、次のような状況が頻発しています。

- 1) 刑務所のルールが理解できず、懲罰を繰り返している。
- 2) 自分がどこにいるかも忘れている。
- 3) どうして刑務所にいるかも理解していない。
- 4) 反省を促しても、すぐ忘れてしまう。
- 5) 本人の意思確認ができない

このことから、認知症の方が、刑務所に入ったことによる更生の効果については、少なからぬ疑問を感じています。

一方、入口支援でも警察に捕まって簡易鑑定を行った結果、認知症が発症しており長谷川式で11点や13点の2名の高齢者の方も支援いたしました。

3) 認知症は、病気であり、障害である！

ある人の精神鑑定書中で、「認知症そのものは現状では治療可能な疾患ではないため、抑制欠如などの行動の障害に対して対処的に投薬を試みるが、残念ながら脱抑制に対しての認可された薬剤は世界中に存在しない」とあり、医療では認知症に対する対処方法がないとしています。しかし、医療とは異なり、福祉的介護によって、認知症による問題行動（周辺症状）を抑えることは、可能です。適切な福祉サービスと結びつけることで、「これらの者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む」（介護保険法第1条）ことを実現し、これによって「要介護状態等の軽減又は悪化の防止」に資することは、同法第2条第2項において明言されています。刑務所は福祉施設ではないため、適切な介護サービスを受けることは叶わず、そこでの失禁や見当識障害などの症状への繰り返しの叱責などによる自己肯定感の喪失、ストレスにより、症状が深刻化する懸念が大きいのです。

認知症は、病気であり、障害でもあります。障害であれば、「福祉サービスに結びつけ、福祉の専門家に支援をしてもらい本人らしい人生を送ってもらう」ことが、本人の症状の緩和及びそれによる再犯の防止になると思われます。

そのために、地域のつながりの中で認知症の人たちを刑務所ではなく、福祉で温かく包んであげ、尊厳を守ってあげるために定着支援センターとケアマネジャーの人たちと連携を築きあげていきたいと思っています。

札幌市介護支援専門員連絡協議会皆様、今後ともよろしくお願いいたします

在宅医療・介護・認知症サポートセンターについて

札幌市医師会 在宅医療・介護・認知症サポートセンター 係長 鈴木 聡子
看護師・認知症ケア専門士

みなさま、こんにちは。札幌市医師会に設置しております「在宅医療・介護・認知症サポートセンター」（以下、当センター）の活動について紹介させていただきます。みなさまの業務の一助として、是非、ご活用いただきますと幸いです。

1. 在宅医療・介護・認知症サポートセンターの概要について

当センターは、在宅医療と介護の両方を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていけるように、医療・介護従事者の方を対象に、在宅医療介護の連携に関する相談等を受け、連携調整や在宅医等の紹介、認知症の早期診断・対応等に資する情報提供や助言等を行う事を目的とし、札幌市から委託を受け運用しています。

電話番号：(フリーダイヤル) 0120-^{いっしょに やろうよ}142-864
受付時間：午前10時～午後5時（月曜日～金曜日）* 祝日・年末年始を除く
相談員：2名（保健師、介護支援専門員／看護師、認知症ケア専門士）

2. 相談の内容及び対応と集約している情報について

1) 認知症医療に関すること

早期診断・早期治療に繋がられるよう支援を検討される中で、「専門医や認知症サポート医のいる医療機関を知りたい」「どこの医療機関でどんな鑑別診断が行えるの?」「訪問診療を行っている医療機関は?」「BPSD悪化に伴う入院調整に苦慮している」といった場面も多いと思います。そのような時に対応できるよう、当センターでは認知症の医療体制等について当会の会員医療機関に認知症の医療体制の調査を行い、下記の情報を区ごとに集約し、速やかに必要とされる医療に繋がるよう情報提供・調整・連携を行います。

＜認知症の医療体制について集約している項目＞

外来診療：もの忘れ外来などの有無及び受診までの待機期間、認知症サポート医の配置状況、若年性認知症・MCI（軽度認知障害）・BPSDの対応、診断後の支援体制、成年後見制度の診断書作成、診療日や予約の可否など
鑑別診断：神経心理学的検査項目、画像診断検査項目（自院 or 他院対応か）
入院体制：認知症症状の増悪や身体合併症を伴う認知症の入院
訪問診療、往診体制：対応条件や訪問可能エリア
窓口情報：連携しやすい日時・方法、相談窓口の部署と担当者

2) 在宅医療に関すること

当会の『在宅療養情報マップ』や、札幌市在宅医療協議会にて作成した『在宅医療に役立つ情報集』などから患者さんの状態やお住まいの地域などを踏まえたうえで情報提供・連携を図ります。相談内容によっては、医師に相談し助言をいただいた上で対応しています。

＜在宅医療について集約している項目＞

・在宅療養情報マップ * 当会ホームページから、閲覧可能です。
訪問の対象区・時間・対応可能な分野や医療の範囲など



(在宅療養情報マップ)

3) 在宅医療・介護連携に関すること

地域包括支援センターや担当ケアマネジャーの方と連携を図り、医療介護従事者同士がお互いの役割を理解できるよう、情報の共有や支援の検討などを行います。

4) 相談の事例

事 例	対 応
① 認知症を疑い受診を進めたが本人が拒否している。暴言などがあり家族も疲労が著しい。医療に繋がたいので訪問してくれる医療機関を知りたい	・認知症支援地域ネットワークの「訪問診療」対応医療機関より医療機関情報の提供を行った
② BPSDの増悪に伴い、施設での対応が困難なため入院先を探しているが見つからない。区外も含め対応いただける医療機関を教えてください	・認知症支援地域ネットワークの「認知症治療の入院」対応医療機関と調整を行い入院に繋がれた
③ 訪問してくれる専門領域（皮膚科、耳鼻科、眼科、婦人科など）の医療機関情報が知りたい	・症状などに応じて、在宅療養情報マップや在宅医療に役立つ情報集等から、医療機関の情報提供を行った
④ 余命3ヶ月の患者さんが最期は自宅での療養を希望されており、近日中に退院調整を行いたい。看取りの対応を行っている医療機関を教えてください	・在宅療養情報マップ等や札幌市在宅医療協議会の先生方などに相談し、医療機関の情報提供及び調整を行った
⑤ 通院している患者さんが、最近受診日や内服を忘れることがある。このような患者さんをサポートする体制について情報が欲しい医師からの相談	・地域包括支援センターの役割をお伝えするとともに、該当の地域包括支援センターについて、情報提供を行った

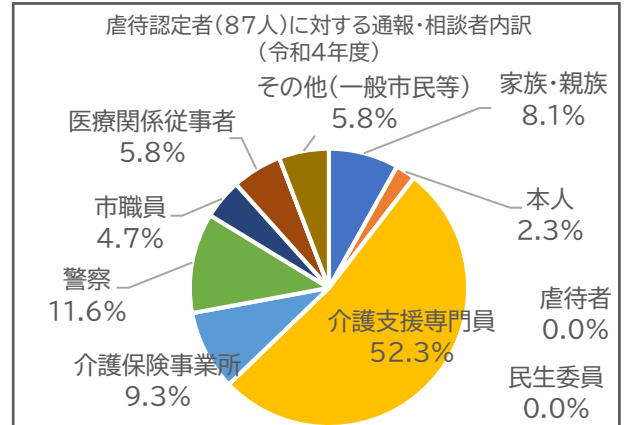
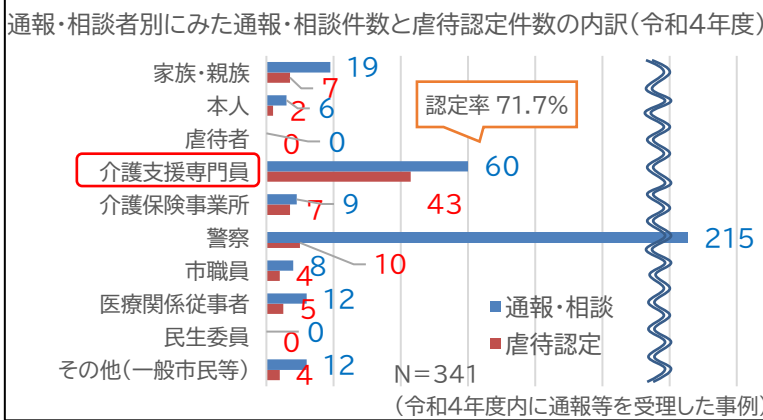
3. おわりに

相談一つ一つに背景があり個別性があります。医療機関情報を単に提供するのではなく、相談に至った経緯を伺い困りごとの解決方法が他にもないか、いち支援者として目標を共有することを意識し医療介護両面に目を向けて対応するよう心掛けています。また、相談者の役割を理解し相談者が一人で抱えこまないように連携を図り情報提供することが重要と考えています。地区によって医療や介護の資源も違うため、近隣区の情報も提供し業務に活かしてもらえよう心掛け、また、相談内容から地域のニーズを把握し必要な情報を収集できるように努めています。今後も、患者さんやそのご家族を支えている皆様、必要な情報が適切かつ迅速に提供できるように、また円滑な連携が図れるよう体制を整備して参りますので、是非、ご活用下さい。

札幌市からののお知らせ～高齢者虐待の防止について

高齢者虐待対応は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消し、安全で安心な環境の下での生活を再構築、高齢者の権利擁護を実現することを目的に行うものです。虐待対応においては、高齢者への支援として高齢者の安全・安心の確保を行うとともに、虐待の未然防止・虐待の解消のために高齢者の日常生活において何らかの世話をする「養護者」（虐待する側の者）への支援も重要です。

札幌市の令和4年度統計における高齢者虐待の通報・相談者の種別は、警察、ケアマネジャー、家族・親族の順に多いですが、なかでもケアマネジャーからの相談は虐待認定率が7割を超えており、数ある通報・相談者の中で認定率は最も高く、高齢者虐待の早期発見、通報におけるケアマネジャーの役割はとても重要です。さらに、高齢者虐待の認定者数のうち、半数以上がケアマネジャーからの通報・相談によるものとなっています。



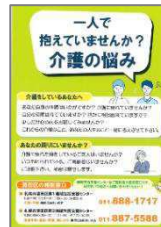
地域包括支援センターでは、担当地区や区の高齢者虐待の傾向や課題を踏まえ、相談窓口の普及啓発のための講話や、啓発物の作成・配布を行っています。前述のとおり、ケアマネジャーからの相談が高い割合で虐待認定となることから、ケアマネジャーをはじめとした介護事業者向けの普及啓発を行っている地域包括支援センターが多いです。

被虐待者（虐待を受けた高齢者）の中には、要支援・要介護認定が無い方もいますので、市民への普及啓発も必要であり、市民を対象とした啓発も行っています。

高齢者虐待相談窓口の普及啓発の一例



← 居宅介護支援事業所や訪問介護、訪問看護、通所介護等を対象とした研修の企画・開催



← 市民を対象に作成したリーフレットの作成と配布

介護者に対し、介護疲れがあるときの相談窓口を伝えるとともに、市民に対しても周囲に心配な介護者・高齢者がいたときの相談窓口を紹介

介護事業者向けの啓発では、一部から、通報元が知られることを恐れて「通報へのためらいがある」といった声が聞かれる現状がありますが、高齢者虐待は高齢者の権利と利益、生命、身体または財産の危険にもかかわる問題であり、虐待の疑いがある人を発見した場合は通報する義務があります。そして、介護保険サービスの継続した利用による見守り支援も重要であることから、相談者・通報者が特定されないように対応しています。

ケアマネジャーの皆様には、ケアプラン作成のために、高齢者や養護者の関係性を含め、多様な視点、角度からのアセスメント、モニタリングを行って頂いております。介護疲れによる無理心中という痛ましい事件も起こっておりますので、「何か心配だ」「何かありそうだ」「何か変だ」と気づくことが、虐待の早期発見や防止に大きな役割を果たします。「気づき」があれば、事業所内で情報を共有するとともに、ためらいを持たずに地域包括支援センターや区保健福祉課へ早めにご相談いただき、高齢者、養護者をどのように支援していくか、一緒に検討させてください。

今後ともケアマネジャーの皆様のご協力を頂きながら、高齢者虐待の防止に努めます。

< 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 >



ケアマネ SAPPORO 2024.1 発行 冬号



発行元：一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会
編集：一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会
広報委員長：大木 雅広
広報委員：伊藤 和哉
E-mail：kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp
ホームページ：https://sapporo-cmrenkyo.jp/（札幌ケアマネで検索可）

